

【令和3年度】不妊治療費補助制度のご案内

市では、不妊症でお悩みのご夫婦を対象に不妊治療費の補助制度を実施しています。令和3年4月に一宮市保健所を設置したことにあわせ、従来、愛知県一宮保健所が行っていた「特定不妊治療」に関する補助も一宮市が行うことになりました。受付場所は保健総務課 総務企画グループ(一宮市保健所内)です。**申請書は、保健総務課でお渡ししているほか、市ウェブサイトにも掲載しています。**

一般不妊治療費補助制度

ID 1012585

- 対象者** (年齢条件)治療の開始日時点で、妻の年齢が43歳未満であること
(その他の条件)以下のすべてに該当する場合に対象者となります。
・不妊症と診断された夫婦であること(条件により事実婚の方も対象となります。)
・夫妻ともに、またはどちらか一方が一宮市に住民登録があること
- 対象治療** 産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科で受けた保険適用外の **人工授精**
- 補助額** 自己負担額(医療保険治療費を除く)の1/2(1年度当たり上限4万5千円)
※治療開始月から2年間、補助を受けることができます(補助を受けた治療により出産された場合は、補助期間がリセットできます。)
- 申請期限** (令和3年3月から令和4年2月までの診療分)令和4年3月25日(金)まで

特定不妊治療費補助制度

ID 1012659

- 対象者** (年齢条件)治療の開始日時点で、妻の年齢が43歳未満(★1)であること
(その他の条件)以下のすべてに該当する場合に対象者となります。
・特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦であること(条件により事実婚の方も対象となります。)
・夫妻ともに、またはどちらか一方が一宮市に住民登録があること
- 対象治療** 指定医療機関で受けた保険適用外の **体外受精・顕微授精**
- 補助額** 自己負担額(医療保険治療費を除く)のうち1回の治療につき上限30万円
ただし、(1)、(2)に該当する場合は、次のとおり
(1)以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合、採卵したが卵が得られない、
または状態のよい卵が得られないため中止した場合 10万円上限
(2)特定不妊治療に付随して男性不妊治療を行った場合 30万円上限
- 補助回数** 初回の補助を受けた際の「治療開始日の妻の年齢」により、次のとおりです。
(出産された場合は、それまで受けた補助回数をリセットできます。)
・当該年齢が40歳未満(★2)は、1子ごとに6回まで
・当該年齢が40歳以上43歳未満は、1子ごとに3回まで
- 申請期限** (治療終了日が令和3年4月～令和4年1月の回) 令和4年3月31日(木)まで
(治療終了日が令和4年2月～3月の回) 令和4年5月31日(火)まで

※令和2年度分の補助申請(治療終了日が令和3年2月・3月の回)は、令和3年5月31日(月)まで

【新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した方に対する時限措置】

- ★1 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦の場合は、「44歳未満」とします。
★2 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦の場合は、「41歳未満」とします。

上乗せ補助

国の制度である「特定不妊治療費補助制度」に、市独自の「上乗せ補助」を行っています。治療終了日が令和3年4月1日以降で初めて特定不妊治療費補助を申請する場合、10万円を上限に上乗せで補助します。

【令和2年度の上乗せ補助の経過措置について】令和3年4月から上乗せ補助制度を一部変更しました。

市の上乗せ補助を受けた回数が2回未満の方は、経過措置として1回5万円を上限に上乗せ補助を行います。申請期限は愛知県の特定不妊治療費助成金の申請の有無により、次のとおりです。

- (1)愛知県に申請しておらず、治療終了日が令和3年2月・3月の方 令和3年5月31日(月)
(2)愛知県に申請済み、県の決定通知書の日付が令和3年2月以降の方 令和3年7月30日(金)

【問い合わせ】 保健総務課 総務企画グループ ☎ 52-3851